

廃炉発官 R7 第 1 7 8 号  
令和 8 年 3 月 9 日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号  
東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智明

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第2項の規定に基づき，別紙の通り，「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可の申請をいたします。

以 上

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」について、下記の箇所を別添の通りとする。

変更箇所、変更理由及びその内容は以下の通り。

○福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画  
放射性物質分析・研究施設別棟の設置に伴い、下記の通り変更を行う。

## 目次

・放射性物質分析・研究施設別棟の設置に伴い新規記載

## II 特定原子力施設の設計、設備

### 2 特定原子力施設の構造及び設備、工事の計画

#### 2.52 放射性物質分析・研究施設別棟

##### 本文

・放射性物質分析・研究施設別棟の設置に伴う基本設計及び基本仕様について新規記載

##### 添付資料 1

・放射性物質分析・研究施設別棟の工事概要について新規記載

##### 添付資料 2

・放射性物質分析・研究施設別棟の図面等について新規記載

##### 添付資料 3

・放射性物質分析・研究施設別棟の具体的な安全確保等について新規記載

##### 添付資料 4

・放射性物質分析・研究施設別棟に係る確認事項について新規記載

## III 特定原子力施設の保安

### 第1編 (1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉に係る保安措置)

#### 附則

・放射性物質分析・研究施設別棟の設置に伴う変更  
・重機足場, メガフロート等埋め立て部分及び浚渫用栈橋の管理対象区域への区域変更完了に伴う記載削除

#### 添付 1 管理区域図

・放射性物質分析・研究施設別棟の設置に伴う変更

#### 添付 2 管理対象区域図

・放射性物質分析・研究施設別棟の設置に伴う変更

第2編 (5号炉及び6号炉に係る保安措置)

附則

- ・放射性物質分析・研究施設別棟の設置に伴う変更
- ・重機足場, メガフロート等埋め立て部分及び浚渫用栈橋の管理対象区域への区域変更完了に伴う記載削除

添付1 管理区域図

- ・放射性物質分析・研究施設別棟の設置に伴う変更

添付2 管理対象区域図

- ・放射性物質分析・研究施設別棟の設置に伴う変更

以 上

別添

## 目次

### はじめに

#### I 特定原子力施設の全体工程及びリスク評価

- 1 全体工程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ I -1-1
  - 1.1 1～4号機の工程・・・・・・・・・・・・・・・・ I -1-1-1
  - 1.2 5・6号機の工程・・・・・・・・・・・・・・・・ I -1-2-1
- 2 リスク評価
  - 2.1 リスク評価の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ I -2-1-1
  - 2.2 特定原子力施設の敷地境界及び敷地外への影響評価・・・・・・・・ I -2-2-1
  - 2.3 特定原子力施設における主なリスク・・・・・・・・・・・・・・・・ I -2-3-1
  - 2.4 特定原子力施設の今後のリスク低減対策・・・・・・・・・・・・・・・・ I -2-4-1

#### II 特定原子力施設の設計，設備

- 1 設計，設備について考慮する事項
  - 1.1 原子炉等の監視・・・・・・・・・・・・・・・・ II -1-1-1
  - 1.2 残留熱の除去・・・・・・・・・・・・・・・・ II -1-2-1
  - 1.3 原子炉格納施設雰囲気監視等・・・・・・・・・・・・・・・・ II -1-3-1
  - 1.4 不活性雰囲気維持・・・・・・・・・・・・・・・・ II -1-4-1
  - 1.5 燃料取出し及び取り出した燃料の適切な貯蔵・管理・・・・・・・・ II -1-5-1
  - 1.6 電源の確保・・・・・・・・・・・・・・・・ II -1-6-1
  - 1.7 電源喪失に対する設計上の考慮・・・・・・・・・・・・・・・・ II -1-7-1
  - 1.8 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理・・・・・・・・・・・・・・・・ II -1-8-1
  - 1.9 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理・・・・・・・・・・・・・・・・ II -1-9-1
  - 1.10 放射性気体廃棄物の処理・管理・・・・・・・・・・・・・・・・ II -1-10-1
  - 1.11 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等・・・・・・・・ II -1-11-1
  - 1.12 作業者の被ばく線量の管理等・・・・・・・・・・・・・・・・ II -1-12-1
  - 1.13 緊急時対策・・・・・・・・・・・・・・・・ II -1-13-1
  - 1.14 設計上の考慮・・・・・・・・・・・・・・・・ II -1-14-1
- 2 特定原子力施設の構造及び設備，工事の計画
  - 2.1 原子炉圧力容器・格納容器注水設備・・・・・・・・・・・・・・・・ II -2-1-1
  - 2.2 原子炉格納容器内窒素封入設備・・・・・・・・・・・・・・・・ II -2-2-1
  - 2.3 使用済燃料プール設備・・・・・・・・・・・・・・・・ II -2-3-1
  - 2.4 原子炉圧力容器・格納容器ホウ酸水注入設備・・・・・・・・・・・・・・・・ II -2-4-1
  - 2.5 汚染水処理設備等・・・・・・・・・・・・・・・・ II -2-5-1

2.6	滞留水を貯留している（滞留している場合を含む）建屋	II-2-6-1
2.7	電気系統設備	II-2-7-1
2.8	原子炉格納容器ガス管理設備	II-2-8-1
2.9	原子炉圧力容器内・原子炉格納容器内監視計測器	II-2-9-1
2.10	放射性固体廃棄物等の管理施設	II-2-10-1
2.11	使用済燃料プールからの燃料取り出し設備	II-2-11-1
2.12	使用済燃料共用プール設備	II-2-12-1
2.13	使用済燃料乾式キャスク仮保管設備	II-2-13-1
2.14	監視室・制御室	II-2-14-1
2.15	放射線管理関係設備等	II-2-15-1
2.16	放射性液体廃棄物処理施設及び関連施設	II-2-16-1
2.17	放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備） .....	II-2-17-1
2.18	5・6号機に関する共通事項	II-2-18-1
2.19	5・6号機 原子炉圧力容器	II-2-19-1
2.20	5・6号機 原子炉格納施設	II-2-20-1
2.21	5・6号機 制御棒及び制御棒駆動系	II-2-21-1
2.22	5・6号機 残留熱除去系	II-2-22-1
2.23	5・6号機 非常用炉心冷却系	II-2-23-1
2.24	5・6号機 復水補給水系	II-2-24-1
2.25	5・6号機 原子炉冷却材浄化系	II-2-25-1
2.26	5・6号機 原子炉建屋常用換気系	II-2-26-1
2.27	5・6号機 燃料プール冷却浄化系	II-2-27-1
2.28	5・6号機 燃料取扱系及び燃料貯蔵設備	II-2-28-1
2.29	5・6号機 非常用ガス処理系	II-2-29-1
2.30	5・6号機 中央制御室換気系	II-2-30-1
2.31	5・6号機 構内用輸送容器	II-2-31-1
2.32	5・6号機 電源系統設備	II-2-32-1
2.33	5・6号機 放射性液体廃棄物処理系	II-2-33-1
2.34	5・6号機 計測制御設備	II-2-34-1
2.35	サブドレン他水処理施設	II-2-35-1
2.36	雨水処理設備等	II-2-36-1
2.37	モバイル型ストロンチウム除去装置等	II-2-37-1
2.38	RO濃縮水処理設備	II-2-38-1
2.39	第二モバイル型ストロンチウム除去装置等	II-2-39-1
2.40	放水路浄化設備	II-2-40-1

2.41	放射性物質分析・研究施設第1棟	II-2-41-1
2.42	大型機器除染設備	II-2-42-1
2.43	油処理装置	II-2-43-1
2.44	放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（増設雑固体廃棄物焼却設備）	II-2-44-1
2.45	大型廃棄物保管庫	II-2-45-1
2.46	減容処理設備	II-2-46-1
2.48	放射性物質分析・研究施設第2棟	II-2-48-1
2.49	3号機原子炉格納容器内取水設備	II-2-49-1
2.50	ALPS処理水希釈放出設備及び関連施設	II-2-50-1
2.51	ゼオライト土嚢等処理設備	II-2-51-1
2.52	放射性物質分析・研究施設別棟	II-2-52-1

### III 特定原子力施設の保安

第1編（1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉に係る保安措置） III-1-1-1

第2編（5号炉及び6号炉に係る保安措置） III-2-1-1

第3編（保安に係る補足説明）

#### 1 運転管理に係る補足説明

1.1 巡視点検の考え方 III-3-1-1-1

1.2 火災への対応 III-3-1-2-1

1.3 地震及び津波への対応 III-3-1-3-1

1.4 豪雨，台風，竜巻への対応 III-3-1-4-1

1.5 5・6号機 滞留水の影響を踏まえた設備の運転管理について III-3-1-5-1

1.6 安全確保設備等の運転管理責任者について III-3-1-6-1

1.7 1～4号機の滞留水とサブドレンの運転管理について III-3-1-7-1

1.8 地下水ドレンの運転管理について III-3-1-8-1

1.9 ALPS処理水希釈放出設備の運転管理について III-3-1-9-1

#### 2 放射性廃棄物等の管理に関する補足説明

2.1 放射性廃棄物等の管理 III-3-2-1-1-1

2.2 線量評価 III-3-2-2-1-1

#### 3 放射線管理に係る補足説明

3.1 放射線防護及び管理 III-3-3-1-1

#### 4 保全計画策定に係る補足説明

4.1 保全計画策定の考え方 III-3-4-1-1

4.2 5・6号機 滞留水の影響を踏まえた設備の保全について III-3-4-2-1

#### 5 放射性物質分析・研究施設に係る補足説明

5.1	放射性物質分析・研究施設における保安管理体制及び保安管理について .....	Ⅲ-3-5-1-1
5.2	放射性物質分析・研究施設第2棟における設計評価事故時の放射線障害の防止に ついて.....	Ⅲ-3-5-2-1
5.3	放射性物質分析・研究施設第2棟における安全上重要な施設の選定について .....	Ⅲ-3-5-3-1
5.4	放射性物質分析・研究施設第2棟における多量の放射性物質等を放出する事故の 拡大の防止について.....	Ⅲ-3-5-4-1
6	特定原子力施設の設備，機器の解体撤去に係る補足説明.....	Ⅲ-3-6-1-1
Ⅳ	特定核燃料物質の防護.....	Ⅳ-1
Ⅴ	燃料デブリの取出し・廃炉.....	Ⅴ-1
Ⅵ	実施計画の実施に関する理解促進.....	Ⅵ-1
Ⅶ	実施計画に係る検査の受検.....	Ⅶ-1

## 2.52 放射性物質分析・研究施設別棟

### 2.52.1 基本設計

#### 2.52.1.1 設置の目的

放射性物質分析・研究施設別棟（以下「別棟」という。）は、液系試料（ALPS 処理水など）に含まれる放射性物質の分析を実施することを目的とする。

#### 2.52.1.2 要求される機能

別棟においては、液系試料（ALPS 処理水など）について、搬入、分析・試験、一時的な保管及び搬出すること。また、別棟で発生する放射性の廃棄物について一時的な保管及び搬出すること。

別棟内で取り扱う放射性物質については、必要に応じて漏えい防止・汚染拡大防止等を行うことにより、敷地周辺の線量を達成できる限り低減すること。

#### 2.52.1.3 設計方針

別棟の安全対策は、他の特定原子力施設の設計を参考にしつつ、「特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について」を満たす設計とする。

##### (1) 電源の確保

別棟は、1系統で受電する設計とする。

##### (2) 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理

別棟で発生する放射性の固体廃棄物（以下「別棟固体廃棄物」という。）の処理・貯蔵にあたっては、その廃棄物の性状に応じて、適切に処理し、十分な保管容量の確保、配置等の適切な管理を行うことにより、敷地周辺の線量を達成できる限り低減する設計とする。

##### (3) 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理

別棟で発生する放射性の液体廃棄物（以下「別棟液体廃棄物」という。）の処理・貯蔵にあたっては、その廃棄物の性状に応じて、適切に処理し、十分な保管容量の確保、漏えい防止・汚染拡大防止等を行うことにより、敷地周辺の線量を達成できる限り低減する設計とする。

##### (4) 放射性気体廃棄物の処理・管理

別棟で発生する放射性の気体廃棄物（以下「別棟気体廃棄物」という。）の処理にあたっては、その廃棄物の性状に応じて、当該廃棄物の放出量を抑制し、適切に処理・管理を行うことにより、敷地周辺の線量を達成できる限り低減する設計とする。

##### (5) 緊急時対策

別棟は、緊急時に必要な施設、資機材等を整備するとともに、適切な警報系及び通信連絡設備を備える設計とする。

#### (6) 火災に対する設計上の考慮

別棟は、火災により安全性が損なわれることを防止するために、火災の発生防止対策、火災の検知及び消火対策並びに火災の影響の軽減対策を適切に組み合わせた措置を講ずる設計とする。

#### (7) 運転員操作に対する設計上の考慮

別棟は、運転員の誤操作を防止するための適切な措置を講ずる設計とする。

#### 2.52.1.4 供用期間中に確認する項目

別棟から放出する排気は、放射性物質の濃度を環境に放出可能な値まで低減できる設計とする。

#### 2.52.1.5 主要な機器等

別棟は、建屋、分析・試験設備、換気空調設備、固体廃棄物払出準備設備及び液体廃棄物一時貯留設備により構成する設計とする。

##### 2.52.1.5.1 別棟の建屋

別棟の建屋は、福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）の放射性物質分析・研究施設第1棟（以下「第1棟」という。）に隣接して配置する。鉄筋コンクリート造2階建ての平面が約35m（南北方向）×約23m（東西方向）の建物で、地上高さは約7mの設計とする。

##### 2.52.1.5.2 分析・試験設備

分析・試験のための設備は、フード及び各種分析装置から構成する設計とする。液系試料（ALPS処理水など）は別棟に搬入後、液系試料（ALPS処理水など）を各種分析装置で分析可能な形態にするために、フード内において試料の調製を行い、放射能測定装置、化学分析装置等を用いて分析・試験を行う設計とする。

また、各種分析装置の校正等の目的で、フード室、RI調製室及び測定室(1)～(4)においてRI標準試料を取り扱う設計とする。

フードは、核種分離等の前処理及びマイラー処理等の試料調製を行う設計とする。測定室(1)～(4)は、調製後の試料に対して、各種分析装置で分析を行う設計とする。

##### 2.52.1.5.3 換気空調設備

フード等の排気は、高性能フィルタを有したフィルタユニットで放射性物質を十分低い濃度になるまで除去した後、管理区域用排風機を介して別棟の排気口から大気放出する設計とする。また、管理区域への給気は、管理区域外分も含め送風機で行う設計とする。

##### 2.52.1.5.4 固体廃棄物払出準備設備

別棟固体廃棄物は、別棟内で一時的に保管ができる設計とする。一時的に保管した別棟固体廃棄物は、発電所内の放射性の固体廃棄物等の管理施設等に払い出す設計とする。

#### 2.52.1.5.5 液体廃棄物一時貯留設備

別棟液体廃棄物は、別棟内で一時的に保管ができる設計とする。一時的に保管した別棟液体廃棄物（中和等により安定化した分析廃液及び設備管理廃液）を発電所内の放射性の液体廃棄物関連施設に払い出す設計とする。このため、別棟液体廃棄物を一時的に保管する専用のラック等を設置する設計とする。

## 2.52.2 基本仕様

### 2.52.2.1 主要仕様

#### 2.52.2.1.1 分析・試験設備

##### (1) フード

吸引能力	面速 0.5m/s 以上 (1/3 開口状態)
基数	24 基
取付箇所	フード室, RI 調製室, 試薬調製室, 測定室(4)

#### 2.52.2.1.2 換気空調設備

##### (1) 管理区域用排風機

容量	27200m <sup>3</sup> /h/基
基数	2 基 (うち 1 基予備)

##### (2) 送風機

容量	29600m <sup>3</sup> /h/基
基数	2 基 (うち 1 基予備)

##### (3) 排気フィルタユニット

容量	5440m <sup>3</sup> /h/基
基数	6 基 (うち 1 基予備)

#### 2.52.2.1.3 固体廃棄物払出準備設備

##### (1) 固体廃棄物払出準備室

部屋数	1 部屋
廃棄物容量	5.5m <sup>3</sup>

#### 2.52.2.1.4 液体廃棄物一時貯留設備

##### (1) 分析廃液一時収納ラック

保管容量	0.18m <sup>3</sup> /基
基数	1 基
取付箇所	液体廃棄物一時貯留室

(2) 設備管理廃液一時収納ラック

保管容量	0.12m <sup>3</sup> /基
基数	2基
取付箇所	液体廃棄物一時貯留室

(3) 堰

堰高さ	0.15m以上
堰容積（想定する最大の漏えい量）	0.42m <sup>3</sup>
取付箇所	液体廃棄物一時貯留室
材料	鉄筋コンクリート
床・壁の塗料	エポキシ樹脂
床・壁の塗装範囲	床面及び床面から堰高さ以上までの壁面

(4) 漏えい検出装置及び警報装置

漏えい検出装置取付箇所	液体廃棄物一時貯留室
警報装置取付箇所	監視設備室

2.52.3 添付資料

添付資料－1 別棟の設置について

添付資料－2 別棟の図面等

別添 2－1 全体概要図

別添 2－2 機器配置図

別添 2－3 分析試料フロー図

別添 2－4 放射性廃棄物フロー図

別添 2－5 換気空調設備概略系統図

添付資料－3 別棟の具体的な安全確保策等

別添 3－1 施設外への漏えい防止能力について

添付資料－4 別棟に係る確認事項

別棟の設置について

1. 工事概要

液系試料（ALPS処理水など）に含まれる放射性物質の分析を実施することを目的とし、別棟を建設する。

2. 工程

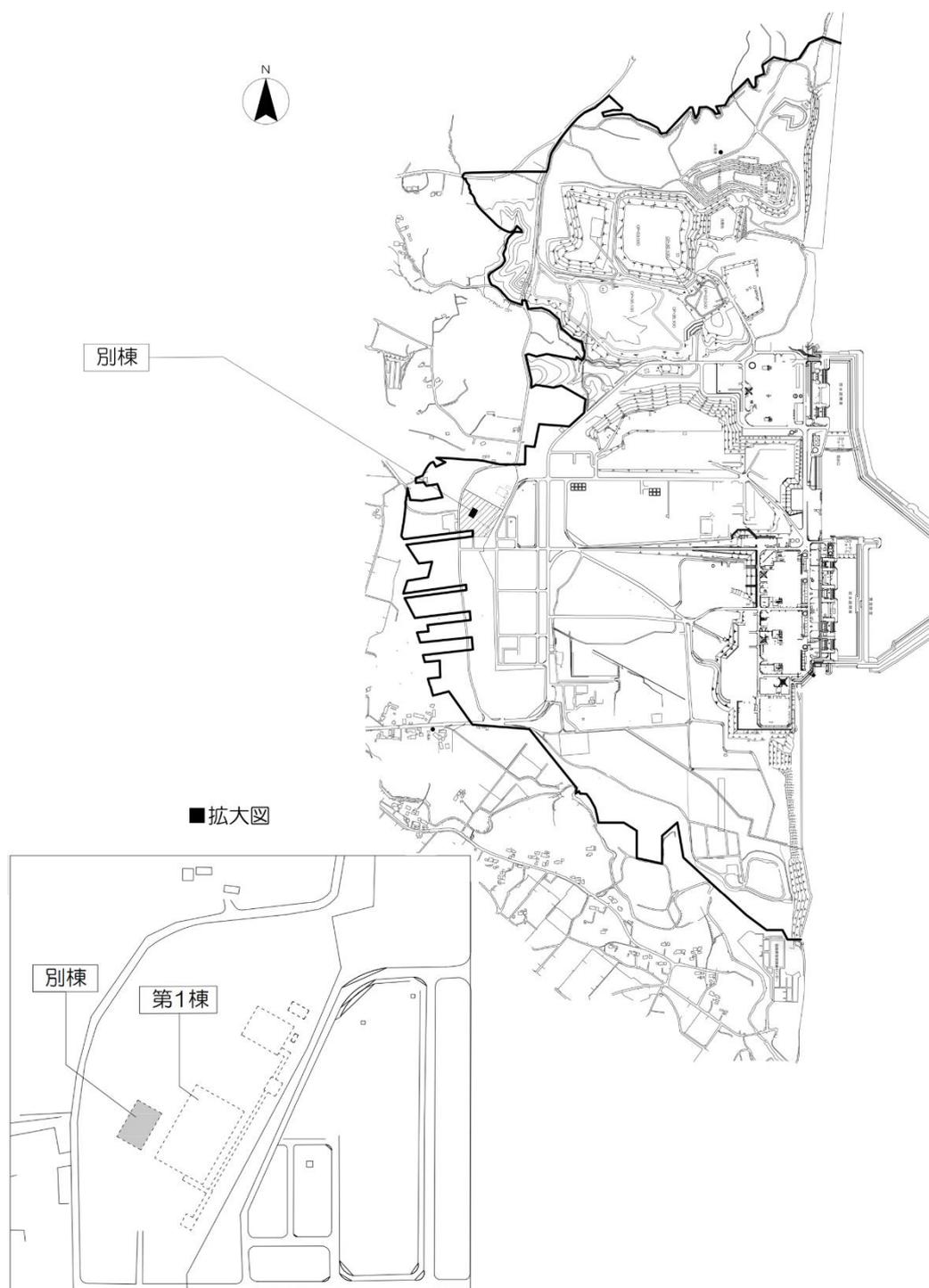
年	令和8年												令和9年											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
準備工事・建設工事																								
運用																								

別棟の図面等

- 別添 2-1 全体概要図
- 別添 2-2 機器配置図
- 別添 2-3 分析試料フロー図
- 別添 2-4 放射性廃棄物フロー図
- 別添 2-5 換気空調設備概略系統図

全体概要図

別棟の全体概要図を以下に示す。

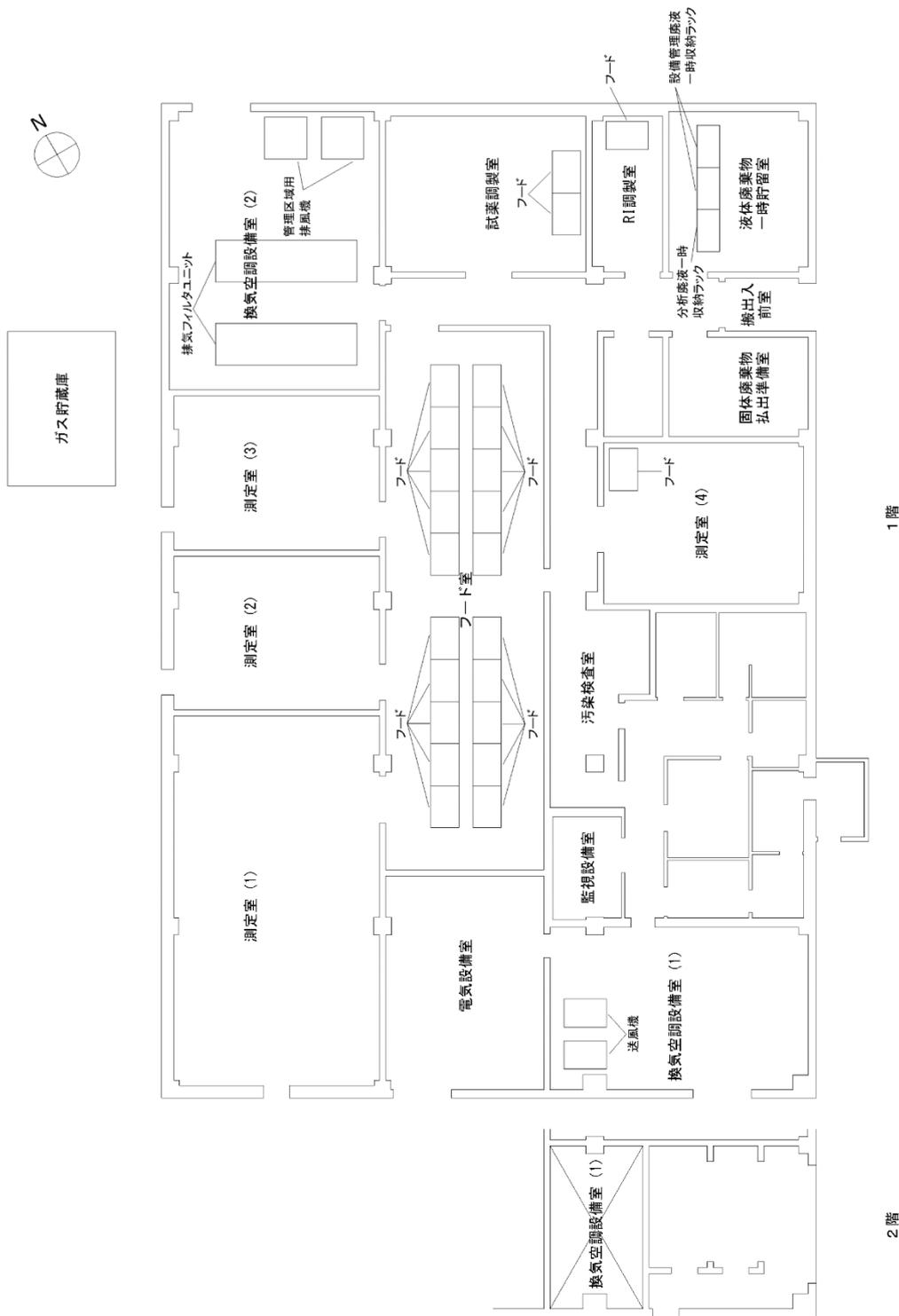


別棟の全体概要図

II-2-52-添 2-2

機器配置図

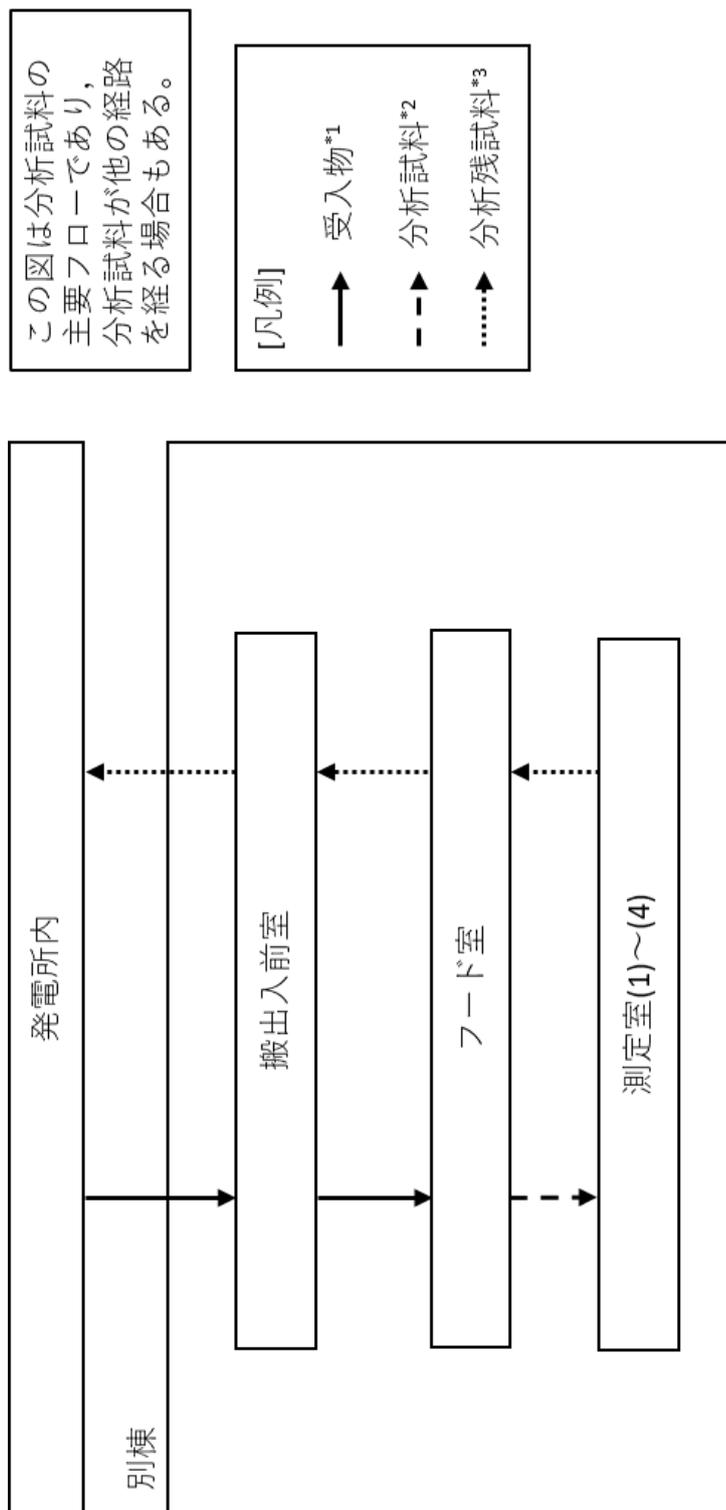
別棟の機器配置図を以下に示す。



別棟の機器配置図

分析試料フロー図

別棟の分析試料フロー図を以下に示す。

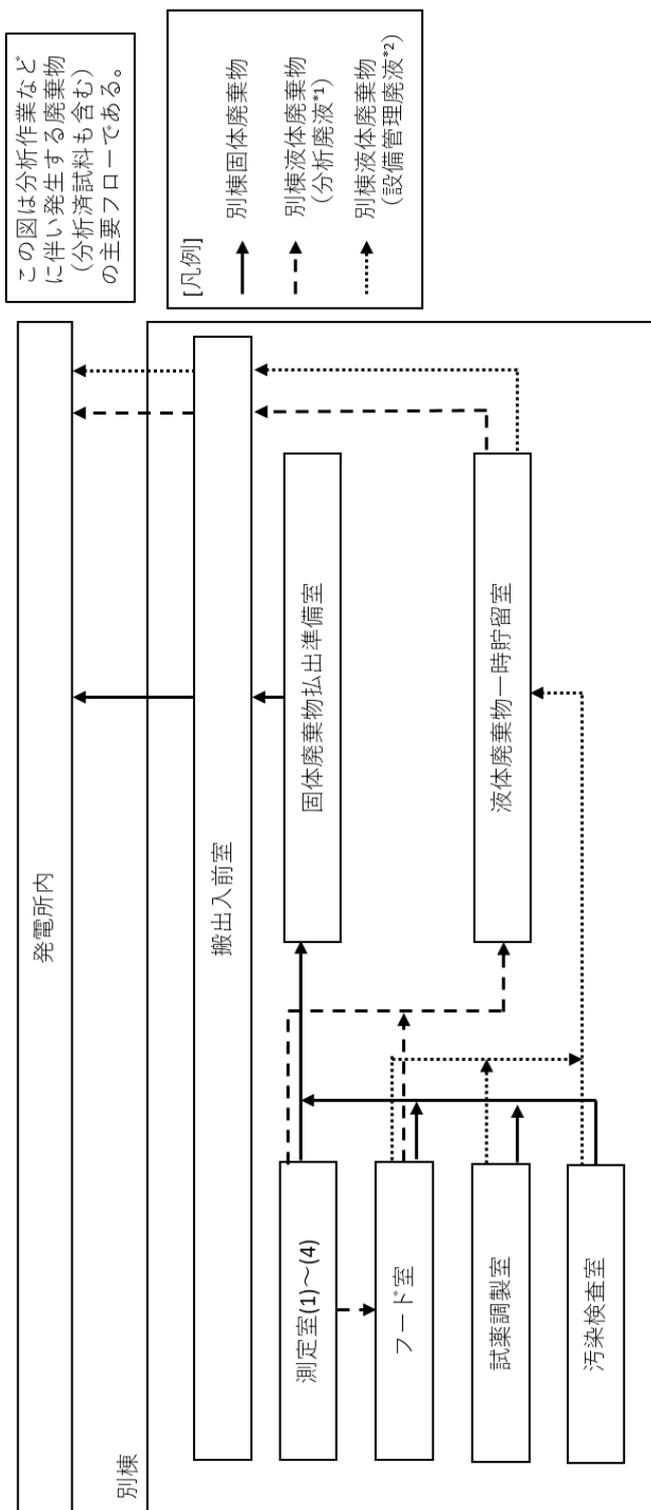


- \*1：分析を行うために発電所から別棟に搬入した試料
- \*2：受入物から一部を分取し、分析を行うために必要な前処理を行った試料
- \*3：受入物のうち、分析試料の調製に使用しなかった試料

別棟の分析試料フロー図

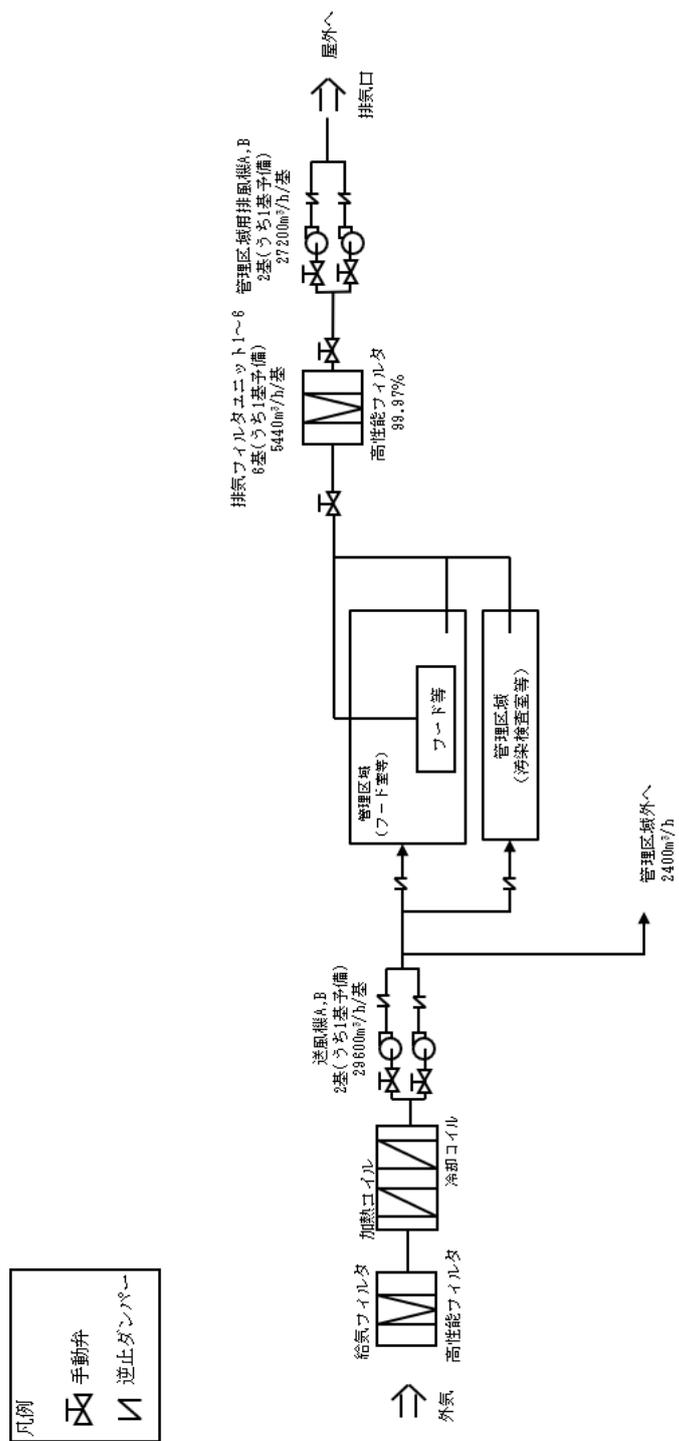
放射性廃棄物フロー図

別棟の放射性廃棄物フロー図を以下に示す。



換気空調設備概略系統図

別棟の換気空調設備概略系統図を以下に示す。



別棟の換気空調設備概略系統図

## 別棟の具体的な安全確保策等

## 1. 「Ⅱ. 設計, 設備について措置を講ずべき事項」に係る安全確保策等

別棟は, 放射性物質を取り扱うことから, 措置を講ずべき事項等に関連する規制基準を満たすために, 必要な対策を講ずる。特に, 放射性物質の漏えい発生防止, 漏えい検知・漏えい拡大防止, 運転員操作に対する設計上の考慮等について具体的な安全確保策を定め, 実施する。

## 1.1 電源の確保

別棟は, 1系統で受電する設計とする。

## 1.2 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理

別棟では, 可燃性, 難燃性及び不燃性の別棟固体廃棄物を扱う。別棟固体廃棄物は, 分類して所定の容器に収納したうえで, 発電所内の他施設へ搬出するまで, 固体廃棄物払出準備室において一時的に保管する設計とする。

別棟固体廃棄物は, 発電所内の他施設へ計画的に搬出することで, その保管容量を確保する設計とする。別棟固体廃棄物の一時的に保管する容量は  $5.5\text{m}^3$  とする。

また, 別棟設置工事に伴い発生する廃棄物は, 発電所全体の放射性固体廃棄物の処理・保管・管理の対応に従う。

## 1.3 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理

別棟では, 分析作業において発生する分析廃液と, 流し台や除染設備において発生する設備管理廃液を, 別棟液体廃棄物として扱う。別棟液体廃棄物は, 発電所内の他施設へ搬出するまで, 液体廃棄物一時貯留室の分析廃液一時収納ラック, 設備管理廃液一時収納ラック (以下「収納ラック」という。) において一時的に保管する設計とする。

収納ラックは堰内に設置され, 堰内は液体が浸透しにくく, 腐食しにくいエポキシ樹脂にて塗装する。万一, 別棟液体廃棄物が漏えいした場合には, 警報により漏えいを検知し, 紙ウエス等により速やかに回収・処理を行う設計とする。警報は監視設備室で発報する。

なお, 漏えい防止能力の評価詳細については「別添 3-1 施設外への漏えい防止能力について」に示す。

別棟液体廃棄物は, 発電所内の他施設へ計画的に搬出することで, その一時的に保管する容量を確保する。分析廃液を一時的に保管する容量は  $0.18\text{m}^3$ , 設備管理廃液を一時的に保管する容量は  $0.24\text{m}^3$  とする。

別棟液体廃棄物は, 計画的に発電所内の他施設へ搬出して管理することから, 別棟から直接廃棄することではなく, そのための設備も設置しない。

#### 1.4 放射性気体廃棄物の処理・管理

別棟気体廃棄物は、換気空調設備室(2)に設置する換気空調設備によりフードの排気に含まれる放射性物質を高性能フィルタにより十分低い濃度になるまで除去した後、別棟の排気口から放出する設計とする。

#### 1.5 緊急時対策

別棟の緊急時の資機材として担架、除染用具、サーバイメータ及び保護具（タイベック、アノラック、全面マスク等）を整備する。緊急時の資機材は、定期的に点検を行い、常時使用可能な状態を維持する。

別棟は、事故時において必要な安全避難通路等の他、事故時に施設内に居るすべての人に対する確に指示ができる適切な警報系及び通信連絡設備を整備する設計とする。

#### 1.6 火災に対する設計上の考慮

別棟は、火災により安全性が損なわれることを防止するために、火災の発生防止対策、火災の検知及び消火対策並びに火災の影響の軽減対策を適切に組み合わせた措置を講ずる設計とする。

#### 1.7 運転員操作に対する設計上の考慮

##### (1) フードの誤操作防止

フード窓の誤操作による開放防止として、以下の対策・設計とする。

- ・ フード窓が必要以上に大きく開放しないよう、フード窓にストッパーを設ける設計とする。
- ・ 誤って大きく開放しないよう、フード窓に表示等を行う。

##### (2) 監視盤、操作器具等の誤操作防止

監視盤の配置、操作器具等の操作性、計器表示及び警報表示においては施設の状態が正確かつ迅速に把握できる設計とする。

### 施設外への漏えい防止能力について

#### 1. 別棟液体廃棄物の施設外への漏えい防止能力の評価

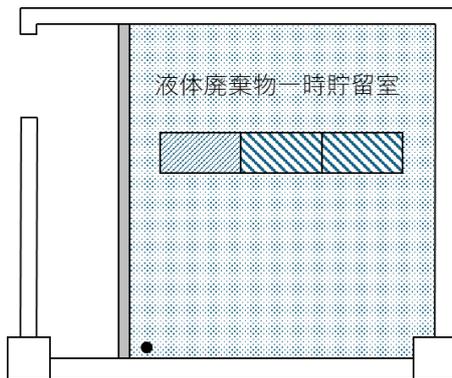
液体廃棄物一時貯留設備において、別棟液体廃棄物を一時的に保管する収納ラックは、漏えい拡大防止のための堰内に設置する。堰は、堰内に設置するそれぞれの収納ラックの漏えい廃液を全量保持できる容量とする。表-1 に漏えい防止能力の評価を示す。

表一1 漏えい防止能力の評価

名称	容量 [m <sup>3</sup> ]	想定する最大の漏えい量 [m <sup>3</sup> ]	堰内の総面積 [m <sup>2</sup> ]	ラック専用面積[m <sup>2</sup> ]	堰内の床面積 [m <sup>2</sup> ]	必要な堰の高さ [m]	堰の高さ [m]	評価
分析廃液一時収納ラック	0.18	0.42	21.50	2.10	19.40	0.03	0.15以上	堰の高さは想定する最大量の漏えい廃液を保持するのに必要な高さを満足しており，施設外への漏えいを防止できる。
設備管理廃液一時収納ラック	0.24							

## 2. 液体廃棄物一時貯留室の堰に関する説明

液体廃棄物一時貯留室の収納ラック及び堰の配置を図-1 に示す。



### 【液体廃棄物一時貯留設備 堰】

- 想定する最大漏えい量：0.18m<sup>3</sup>（分析廃液一時収納ラック）  
0.24m<sup>3</sup>（設備管理廃液一時収納ラック）
- 堰の高さ：0.15m以上
- 材料：鉄筋コンクリート
- 塗料：エポキシ樹脂（床面及び堰の高さ以上までの壁面）

- ：堰
- ：堰の範囲
- ：漏えい検出装置
- ▨：分析廃液一時収納ラック
- ▨：設備管理廃液一時収納ラックA, B

図-1 収納ラック及び堰の配置

## 3. 床及び壁の塗装

### 3.1 塗装の耐水性

床、壁はエポキシ樹脂を使用して塗装することにより耐水性を確保する。

### 3.2 塗装の範囲

塗装の範囲は、別棟液体廃棄物を内包するそれぞれの収納ラックの漏えい廃液を全量保持できるように設計した堰内の床及び床面から堰の高さ以上までの壁とする。堰の塗装範囲を図-2 に示す。

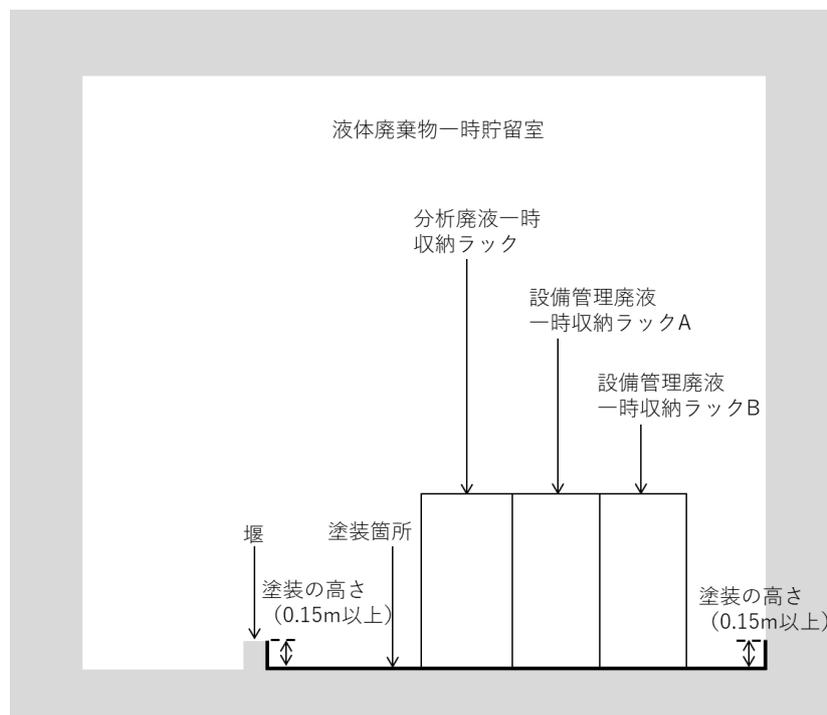


図-2 堰の塗装範囲

#### 4. 配管及び電気配線並びに排気管及び空調ダクトの貫通部

##### 4.1 配管

図-1 及び図-2 の堰内の範囲の貫通部は原則として、壁については堰の高さ以上に設け、床については堰の高さ以上までスリーブを立ち上げる設計とする。

##### 4.2 電気配線（ケーブルトレイ及び電線管）

図-1 及び図-2 の堰内の範囲の貫通部は原則として、壁については堰の高さ以上に設け、床については貫通部を設けない。

##### 4.3 排気管及び空調ダクト

図-1 及び図-2 の堰内の範囲の貫通部は原則として、壁については堰の高さ以上に設け、床については貫通部を設けない。

## 別棟に係る確認事項

別棟の建屋の工事に係る主要な確認事項を表-1に示す。

表-1 別棟の建屋の工事に係る確認事項

確認事項	確認項目	確認内容	判定基準
構造強度	外観確認	各部の外観を確認する。	有意な欠陥がないこと。

別棟の設備の工事に係る主要な確認事項を表-2～8に示す。

表-2 確認事項（フード1～24）

確認事項	確認項目	確認内容	判定基準
構造強度	外観確認	各部の外観を確認する。	有意な欠陥がないこと。
	据付確認	機器の据付位置，据付状態について確認する。	実施計画のとおり施工・据付されていること。
性能	運転性能確認	運転状態にて開口部（1/3 開口状態）の面速を確認する。	実施計画に記載されている面速以上であること。

表-3 確認事項（送風機 A, B, 管理区域用排風機 A, B）

確認事項	確認項目	確認内容	判定基準
構造強度	外観確認	各部の外観を確認する。	有意な欠陥がないこと。
	据付確認	機器の据付位置，据付状態について確認する。	実施計画のとおり施工・据付されていること。
性能	運転性能確認	運転を行い，実施計画に記載されている容量を満足することを確認する。また，異音，異臭及び振動の異常がないことを確認する。	実施計画に記載されている容量を満足すること。また，異音，異臭及び振動の異常がないこと。

表-4 確認事項（排気フィルタユニット1～6）

確認事項	確認項目	確認内容	判定基準
構造強度	外観確認	各部の外観を確認する。	有意な欠陥がないこと。
	据付確認	機器の据付位置，据付状態について確認する。	実施計画のとおり施工・据付されていること。
性能	運転性能確認	実施計画に記載されている容量における機器の状態を確認する。	実施計画に記載されている容量にて変形等の異常がないこと。

表-5 確認事項（固体廃棄物払出準備室）

確認事項	確認項目	確認内容	判定基準
保管容量	寸法確認	実施計画に記載されている廃棄物容量を保管できることを確認する。	実施計画に記載されている容量以上であること。
	外観確認	各部の外観を確認する。	有意な欠陥がないこと。

表-6 確認事項（分析廃液一時収納ラック，設備管理廃液一時収納ラック A, B）

確認事項	確認項目	確認内容	判定基準
構造強度	外観確認	各部の外観を確認する。	有意な欠陥がないこと。
	据付確認	機器の据付位置，据付状態について確認する。	実施計画のとおり施工・据付されていること。
保管容量	寸法確認	実施計画に記載されている廃棄物容量を保管できることを確認する。	実施計画に記載されている容量以上であること。

表-7 確認事項（液体廃棄物一時貯留室の堰）

確認事項	確認項目	確認内容	判定基準
漏えい防止	材料確認	実施計画に記載されている主な材料であることを，材料証明書等により確認する。	実施計画のとおりであること。
	寸法確認	実施計画に記載されている主要寸法を確認する。	寸法が許容範囲内であること。
	外観確認	各部の外観を確認する。	有意な欠陥がないこと。
	据付確認	堰の据付位置，据付状態について確認する。	実施計画のとおり施工・据付されていること。

表-8 確認事項（漏えい検出装置，警報装置）

確認事項	確認項目	確認内容	判定基準
構造強度	外観確認	各部の外観を確認する。	有意な欠陥がないこと。
	据付確認	装置の据付位置，据付状態について確認する。	実施計画のとおり施工・据付されていること。
機能	漏えい警報確認	漏えい信号により警報が作動することを確認する。	警報が作動すること。

## 第1編

(1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉に係る保安措置)

## 附 則

附則（ ）

(施行期日)

### 第1条

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。

2. 添付1（管理区域図）の全体図及び放射性物質分析・研究施設別棟の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び放射性物質分析・研究施設別棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和8年2月24日 原規規発第2602241号）

(施行期日)

### 第1条

2. 第4条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、配電・電路グループの組織変更を行う日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。
3. 第9条、第11条、第18条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第26条の2、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、第81条及び第82条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則の施行日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和7年12月8日 原規規発第2512082号）

(施行期日)

### 第1条

2. 添付2（管理対象区域図）の全体図における瓦礫類一時保管エリアの変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和7年11月18日 原規規発第2511183号）

(施行期日)

### 第1条

2. 第5条及び第40条のうち、ゼオライト土嚢等処理設備については、ゼオライト土嚢等処理設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和7年9月8日 原規規発第2509082号）

(施行期日)

第1条

2. 第60条及び第61条については、1号炉原子炉建屋5階のエリアモニタ設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和7年8月20日 原規規発第2508201号）

（施行期日）

第1条

2. 第61条については、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備における新設エリアモニタの運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和6年12月18日 原規規発第24121811号）

（施行期日）

第1条

2. 第5条及び第42条の2については、放射性物質分析・研究施設第2棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和6年4月22日 原規規発第2404223号）

（施行期日）

第1条

2. 添付1（管理区域図）の全体図及び添付2（管理対象区域図）の全体図の変更は、化学分析棟の増床部の運用開始をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和5年2月21日 原規規発第2302212号）

（施行期日）

第1条

2. 第42条の2の表42の2-1における固体廃棄物貯蔵庫第10棟排気口から放出される放射性気体廃棄物の管理については、固体廃棄物貯蔵庫第10棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。
3. 添付1（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第10棟の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第10棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和4年10月27日 原規規発第2210277号）

（施行期日）

第1条

2. 第42条については、1号大型カバー換気設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和4年4月22日 原規規発第2204221号）

（施行期日）

第1条

3. 第60条及び第61条については、2号炉燃料取り出し用構台におけるエリアモニタの運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和2年8月3日 原規規発第2008037号）

（施行期日）

第1条

2. 添付1（管理区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟、添付2（管理対象区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟並びに免震重要棟及び入退域管理棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和2年5月27日 原規規発第2005271号）

（施行期日）

第1条

2. 第5条、第40条及び第42条の2については、大型廃棄物保管庫の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。
3. 添付1（管理区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（平成28年12月27日 原規規発第1612276号）

（施行期日）

第1条

2. 第40条の2における水位の監視については、水位計の設置が完了した貯留設備から順次適用する。

附則（平成25年8月14日 原規福発第1308142号）

（施行期日）

第1条

2. 第17条第3項及び第4項の1号炉復水貯蔵タンク水については、運用開始時点から適用する。

添付1については核物質防護上の理由から  
公開しないこととしております。

## 添付1 管理区域図

(第46条及び第49条関連)

添付2については核物質防護上の理由から  
公開しないこととしております。

## 添付2 管理対象区域図

(第45条, 第47条及び第48条関連)

## 第2編

(5号炉及び6号炉に係る保安措置)

## 附 則

附則（ ）

(施行期日)

### 第1条

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。

2. 添付1（管理区域図）の全体図及び放射性物質分析・研究施設別棟の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び放射性物質分析・研究施設別棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和8年2月24日 原規規発第2602241号）

(施行期日)

### 第1条

2. 第4条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、配電・電路グループの組織変更を行う日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。
3. 第9条、第11条、第55条、第72条、第73条、第74条、第75条、第118条、第120条及び第121条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則の施行日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和7年12月8日 原規規発第2512082号）

(施行期日)

### 第1条

2. 添付2（管理対象区域図）の全体図における瓦礫類一時保管エリアの変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和7年11月18日 原規規発第2511183号）

(施行期日)

### 第1条

2. 第5条のうち、ゼオライト土嚢等処理設備については、ゼオライト土嚢等処理設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和6年12月18日 原規規発第24121811号）

(施行期日)

### 第1条

2. 第5条については、放射性物質分析・研究施設第2棟の運用を開始した時点から適用

することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和6年4月22日 原規規発第2404223号）

（施行期日）

第1条

2. 添付1（管理区域図）の全体図及び添付2（管理対象区域図）の全体図の変更は、化学分析棟の増床部の運用開始をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和5年2月21日 原規規発第2302212号）

（施行期日）

第1条

2. 第89条の表89-1における固体廃棄物貯蔵庫第10棟排気口から放出される放射性気体廃棄物の管理については、固体廃棄物貯蔵庫第10棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。
3. 添付1（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第10棟の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第10棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和2年8月3日 原規規発第2008037号）

（施行期日）

第1条

2. 添付1（管理区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟、添付2（管理対象区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟並びに免震重要棟及び入退域管理棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和2年5月27日 原規規発第2005271号）

（施行期日）

第1条

2. 第5条については、大型廃棄物保管庫の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。
3. 添付1（管理区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

添付1については核物質防護上の理由から  
公開しないこととしております。

## 添付1 管理区域図

(第92条の2及び第93条の3関連)

添付2については核物質防護上の理由から  
公開しないこととしております。

## 添付2 管理対象区域図

(第92条, 第93条及び第93条の2関連)